争議発生ノ事業場名	若松市石炭商同業組合 若松市海岸通	生産品ノ種類	石炭販賣				
労働者総数	男	女	計	争議参加人員	男	女	計
	九三六	六三	九九九		九三六	六三	九九九
争議発生ノ年月日	八月十八日			争議解決年月日	八月二十七日		
争議発生ノ動機又ハ誘因	大正八年八月沖仲仕小頭組合ヨリ仲仕賃銀一割五分値上其他待遇改善ノ要求ヲ為シタルニ対シ石炭商組合ニアリテハ五分値上ヲ以テ之ヲ行シ他ハ之ヲ別途ニ積立住宅(約二百戸)建設費用ニ充ツルト称シ既ニ若松市築ノ木ニ其ノ住宅地ヲ買上着手セズ口約無視ノ状態トナリ加フルニ大商店ハ炭積機ヲ相次イデ建設シ仲仕小頭ノ傭職ヲ侵害スルニヨリ住宅建設費積立金ヲ目的ニ救済金要求ハ容ニ入ルベクモアラズトナリ				
要求條項ノ要点	一、失業救済金トシテ金二十五万円ヲ要求ス						
解決事項ノ要点	一、炭商組合ハ救済金六万円並ニ争議費用三千円ヲ支給ス 二、小頭組合ニ於テ計画中ノ演説会ヲ中止シ要旨直チニ広告スルコト 三、八月二十八日ヨリ一斉ニ就業スルコト						
備考	調停者 主岡部亭藏外二名 従若松市長大町美雄若松署長外二 所属若松港汽船積小頭組合、若松港沖仲仕労働組合						

争議発生ノ事業場名	八幡市新町二丁目川北電気土木工事株式会社火倉生産所ハ幡要部	生産品ノ種類	電気工事				
労働者総数	男	女	計	争議参加人員	男	女	計
	一一	、	一一		一一	、	一一
争議発生年月日	八月二十一日			争議解決年月日	八月二十五日		
争議発生ノ動機又ハ誘因	経営困難ノ結果従業員六名ヲ解雇シ法適用工場ニアラサル故ヲ以テ手當ノ支給セザルニ依ル						
要求條項ノ要点	一、解雇反対 二、解雇予告及手當ハ法適工場ト同一ニセラレ度シ 三、被解雇者ノ復職 四、今後一年間解雇セザルコト 五、公傷ノ場合ハ治療及日給ヲ保證セラレ度シ 六、今後解雇セントスルモノニ対シテモ解雇入レノ場合優先権ヲ認ムル事 七、自轉車手當ヲ五拾銭支給セラレ度シ 八、見習者ニ限リ會社在庫ノ用具ヲ貸與セラレ度シ 九、給料ハ締切後一週間以内ニ支拂ノ事						
解決事項ノ要点	全部承認ス						
備考							